

令和6年 第8回 安中市農業委員会議事録【部分開示】

1 開催日時 令和6年8月26日(月) 午後1時30分～午後3時01分

2 開催場所 安中市役所第201会議室

3 出席委員 (17人)

出席者	1番 宇佐美幸雄	2番 山田 茂	3番 竹内 佳重
	4番 須藤 克美	5番 宮口 太郎	6番 井上 豊
	7番 芝崎 篤子	8番 眞砂 幸光	9番 神宮 俊夫
	10番 戸塚 勉	11番 橋本 一男	12番 武井 洋一
	13番 田中 正明	14番 中山 範雄	15番 金井 亮
	16番 伏田 再子	17番 丸山 征二	

4 欠席委員 (なし)

5 議事日程

日程第 1 議事録署名人の指名について

日程第 2 会務の報告について

日程第 3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請審議について

日程第 4 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請審議について

日程第 5 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請審議について

6 農業委員会事務局職員

事務局長	小野 恭義	庶務兼農業振興係長	新井 雅彦
農地係長	眞下 貴光	農地係	中嶋 圭
農業振興係	大河原健斗		

会議の概要

議長 ただいまから令和6年第8回農業委員会総会を開会します。

出席委員は、17名中17名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しました。

日程第1、議事録署名人の指名についてを議題とします。

安中市農業委員会総会会議規則第23条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名することに異議ありませんか。

委員 異議なし。

議 長 異議なしと認め、7番芝崎篤子委員・11番橋本一男委員の両君を指名します。
なお、書記に事務局職員を任命します。

次に、日程第2、会務の報告について事務局の説明を求めます。

事務局 令和6年7月25日開催の第7回総会で許可相当の議決案件、農地法第4条関係4件、第5条関係13件につきましては、令和6年8月16日付で許可書を交付しました。

群馬県農業会議の第5回常設審議委員会が8月16日に前橋のJAビルで開催され、丸山会長が出席されました。

また、令和6年第1回安中市議会臨時会が8月23日に開催されました。一覧表のとおり、承認が1件、議案が1件提出され、議案の全てが採択されました。報告は以上となります。

議 長 次に、日程第3、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請審議についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号、農地法3条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願いたい。

令和6年8月26日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

議案第1号、農地法第3条の申請は、議案書1ページから3ページ記載の16件です。受理した申請書は、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えます。

以上で説明を終わります。ご審議をよろしく申し上げます。

議 長 説明が終わりました。

本案について意見のある方はお願いします。

5番。

5番委員 5番です。議案第1号、農地法第3条の1番と2番でございます。これは、私の地元の〇〇で一番大きな営農型太陽光でございます。本日、出席しておりますので、皆さんからいろんな質問をしてください。

それから、7番案件は贈与ということで、〇〇さんのうちのすぐ北側の、ちょっと見に行ってみづらくて割と分からなかったのですけれども、やっと見つけて、本当に家の裏隣接地でございますので、贈与ということで問題ないと思います。よろしく願いいたします。

次に、13番でございます。13番は、〇〇と会社が太陽光を大きくして、今

度は畑を売買ということで、人数も増員しておりますので、問題ないと思います。

次に、14番でございます。14番は、〇〇の社長でございますが、今現在、〇〇がこの田んぼを2枚耕作しております。現状、田んぼが植わっております。それで、売買ということで問題ないと思います。

16番の案件は、これは新規就農者で、うちが空き家になっておりまして、それを受け人が買って新しく農業をしたいということでございます。私、畑を見てまいりましたが、大分草が生えていますので、頑張って就農していただきたいと思います。

以上でございます。

議長 ほかにありますか。

9番。

9番委員 9番です。議案第1号、農地法第3条の4番と5番で、これは所有権移転交換ということで近所の方同士の交換なので、特に問題はないと思います。

それと、15番、譲受人住宅の隣接地である農地でありまして所有権移転贈与ということで、特に問題ないと思います。

議長 ほかにありますか。

11番。

11番委員 11番です。3条の6番ですが、これは所有権贈与ということなのですが、譲渡人と受け人は〇〇関係にあり、〇〇さんのうちに〇〇が贈与するということで、とくに問題はないと思います。また、〇〇さんの〇〇が一生懸命農作業をしているということでありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長 ほかにありますか。

7番。

7番委員 7番です。農地法第3条の8番です。この土地は、住宅地の突き当たりで、ここだけ家が建っていないということで、東側はこちらの譲受人の農地でありますので、所有権の移転というのは特に問題ないと思います。よろしくお願ひします。

議長 ほかにありますか。

12番。

12番委員 12番です。議案第1号、農地法第3条関係の3番です。譲受人は2010年に〇〇を取得している〇〇です。安中市移住支援金制度は、東京23区に5年

以上在住してからの移転が条件です。この制度の適用を希望しているため、申請の現住所は東京都になっております。令和4年に登録空き家住宅と付随する農地を取得しております。続きまして、その後、2回に分けて附属農地、隣接している農地につきまして3条申請をして取得しております。今回の3条申請も隣接している農地であります。

現在、所有している畑の管理につきましては、夫が仕事の合間を見て車で通って作業している状況のため、残っている梅の木の除去等が思ったより進んでいない状況ではありますが、懸命に作業している姿や時期になりますと、カボチャの栽培をしているのも目にしております。

所有農地につきましても管理は万全とは言えないですが、移住を見据えて耕作している姿が見えるため、今回の隣接する農地の取得に関しては、やむを得ないと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

議 長 15番。

15番委員 15番です。農地法第3条の9番から12番の案件です。現地見に行きましたら、重機がもう既に入っているところもありましたが、いずれにしても耕作放棄されてから大分たったような感じで、立木が大分ありまして、これをきれいにしてからというのは、結構労力は必要かなと思いますけれども、特に立地としては南側にずっと田んぼがありますけれども、この耕作者に対しては特に支障のないような位置関係であると思いますので、それとあと、いろいろな〇〇が受け人になっていまして、書類上不備がなければ特に問題ないかと思います。以上です。

議 長 ほかにありますか。

委 員 なし。

議 長 なければ打ち切ります。

ただいま委員から意見がありましたので、お含みおきください。

それでは、お諮りします。議案第1号については、審査班に審査を付託したいと思います。

なお、審査班に付託した議案について、他の審査班との審査の必要が生じた場合は、連合審査にしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

委 員 異議なし。

議 長 異議なしと認め、1班に1番から6番の6件、2班に13番から16番の4件、

3班に7番から12番の6件、以上合計16件を付託します。

次に、日程第4、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請審議についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。併せて、事前現地調査の概要についても説明をお願いします。

事務局 申請面積1,000平米以上及び営農型太陽光発電申請の案件につきまして、4条1件と5条の申請9件がございました。8月21日に実施された現地調査結果につきましては、特段問題とされるような事項は見当たりませんでしたので、その旨ご報告させていただきます。

議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願いたい。

令和6年8月26日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

議案第2号、農地法第4条の申請は、議案書4ページ記載の2件です。受理した申請書は、農地法第4条第6項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えます。

以上で説明を終わります。ご審議をよろしくをお願いします。

議長 説明が終わりました。

本案について意見のある方はをお願いします。

6番。

6番委員 6番です。議案第2号、第4条の1番、この申請者は県外在住ということで、小面積ではございますけれども、管理ができないということで、このような転用の申請がございました。周りの農地に特に問題はございません。よろしくをお願いします。

議長 ほかにありますか。

7番。

7番委員 7番です。議案第2号、農地法第4条の2番です。現地確認いたしましたが、特に問題はないと思います。ただここ一帯立地がとてもよいので、農転とするものとしてはそういうふうに使っていただきたいなということを指摘したいと思います。よろしくをお願いします。

議長 ほかにありますか。

委員 なし。

議長 なければ打ち切ります。

ただいま委員から意見がありましたので、お含みおきください。

それでは、お諮りします。議案第2号については、審査班に審査を付託したいと思えます。なお、審査班に付託した議案について、他の審査班との審査の必要が生じた場合は合同審査にしたいと思えますが、これに異議ありませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、2班に1番と2番との2件、以上合計2件を付託します。

次に、日程第5、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請審議についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願いたい。

令和6年8月26日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請書。

令和6年8月26日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

議案第3号、農地法第5条の申請は、議案書5ページから8ページ記載の18件及び9ページ記載の計画変更1件の計19件です。受理した申請書は、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えます。

以上で説明を終わります。ご審議をよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。

本案について意見のある方はお願いします。

2番。

2番委員 2番です。議案第3号、農地法第5条の5、6、7、10、11、17の6件のまず5番です。5番は、東側は住宅になっていまして、南は里芋が作ってありまして、北は耕作してあるだけで、作物は作っていないのですけれども、太陽光ということで、これはしようがないかなと思えます。

6、7は隣り合わせの畑なのです。これは道より1mぐらい低いかな、それで北は竹やぶで、これも問題ないかと思われまます。

10番です。10番は、行ってみたら分譲地って書いてある土地で、多分これ1人の持っている広い土地のこれ一部になりまして、これも問題ないかと思われまます。北側は、それ全部住宅になっていまして、南側なのですけれども、全然問題ないと思えます。

11番は、これ3筆になっていますけれども、1つは、〇〇のすぐ南の駐車場

の用地ということで、両方とも〇〇の駐車場のあれなのですけれども、あと〇〇の南になります。それももう左右が駐車場になっていまして、東側は1か所は太陽光はあるのですけれども、何か草に埋もれている太陽光という感じのところ、これも問題ないかと思われま。

17番です。これはもう全体にそこ全部住宅地でありまして、これ問題ないかと思われましますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

議 長 3番。

3番委員 3番です。議案第3号、農地法第5条の16番です。この案件については、周りは宅地化が随分進んでいるところで、3種農地で問題ないと思われま。よろしくお願ひします。

議 長 ほかに。

5番。

5番委員 5番です。議案第3号、農地法第5条関係の1番と2番でございま。これは先ほど3条で申し上げたとおりでございましますので、よろしくお願ひ申しま。以上です。

議 長 ほかに。

14番。

14番委員 14番です。議案第3号、農地法第5条の9番ですが、ここは住宅地の中の土地で、道路の角地、周りはほとんど住宅地ということで、特に問題ないと思いま。

あと、15番、これは三角形の形で、駐車場に隣接している土地で、ほかの2辺も道路ということで特に問題ないと思いま。

議 長 8番。

8番委員 議案第3号の第5条関係の8番です。これは書いてあるとおり、皆さんが持っているこちらの厚い紙の5条の8番と書いてあるページをめくってください。後ろから12枚目です。この土地は、〇〇の一番奥の土地です。本当に広大な太陽光になっております。ここを埋めるということであればいいのですけれども、ここに書いてありますように、建築残土を置くということで、正直、この〇〇の一番上の源にまた建築残土を置くのかということで、私のほうとしては意見として反対でございま。

以上です。

議 長 ほかにありますか。

11番。

11番委員 11番です。5条、4番です。この土地は、〇〇の南側500mぐらいのところ、〇〇の麓の場所にある土地でございます。これは、長年耕作されていない土地で放棄状態と、篠やぶ状態の土地であり、道を挟んだ西側にはもう太陽光はできておるような土地です。多分農地といっても周り全部もう放棄地みたいな状態の中の土地であり、特に問題はないと思います。よろしく願いいたします。

議長 ほかにありますか。

15番。

15番委員 議案第3号、農地法第5条のうちの3番と12、13、14番、それと飛びまして18番です。それで、3番ですが、3番のところは東側と南側にもう既に太陽光発電がされていまして、特に周りの農地も支障のないところで、特に問題ないかと思えます。

それと、あと12番、13番、14番ですが、先ほど3条関係で申請されていたところです。営農型太陽光発電ということで、ブルーベリーラビットアイ種、鉢で置くような形になるかと思うのですが、鉢植えの場合はじか植えと違って、多分防草シートも張ると思うので、雑草が生い茂ってどうしようもないような状態にはならないかなと思うのですけれども、近くでするので監視したいと思っております。それ以外は、この12から14番は問題ないかと思えます。

それと、18番ですが、18番は宅地のすぐ隣のところで、周りの農地とは特に支障ないようなところというふうに見ておりますので、よろしく願いします。

議長 ほかにありますか。

委員 なし。

議長 なければ打ち切ります。

ただいま委員から意見がありましたので、お含みおきください。

それでは、お諮りします。議案第3号については、審査班に審査を付託したいと思います。

なお、審査班に付託した議案について、他の審査班との審査の必要が生じた場合は連合審査にしたいと思えますが、これに異議ありませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、1班に1番から7番の7件、併せて計画変更1番の計8件、

2班に8番から11番の4件、3班に12番から18番の7件、以上合計19件を付託します。

これより書類審査のため、暫時休憩とします。

なお、審査が終わりしだい再開とします。

(休憩午後 2:14)

(書類審査)

(再開午後 2:39)

議長 休憩前に引き続き、会議を再開します。

それでは、運営内規に基づき、議案第1号、農地法第3条関係の1番、2番及び関連する議案第3号、農地法第5条関係の1番、2番の案件申請者から説明を求めたいと思いますが、これに異議ありませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、議案第1号、農地法第3条関係1番、2番及び関連する議案第3号、農地法第5条関係の1番、2番の案件申請者から説明を求めます。

(議案第1号1番、2番及び関連する議案第3号1番、2番案件申請者入場・着席)

事務局 それでは、最初に自己紹介をしてから申請内容の説明をお願いします。

1番・2番申請者 お世話になります。〇〇のほうで営農型の太陽光施設を運営しております。その下でニンニクを栽培している〇〇と申します。本日は、ヒアリングということでお伺いいたしました。ぜひよろしく願いいたします。

議長 概要説明はよろしいですか。

1番・2番申請者 概要といたしましては、現在、ニンニクを栽培しているのですが、ちょっと気候の変動により収穫が前年より少し、計画よりは取れていない状況でありまして、今後を見据えて、今寒冷地用のホワイト6片を使っているのですが、少し暖地用のニンニクの種類に品種を少し種を変えまして、収穫を増やしていきたいと考えております。

あと、それからニンニクだけではなくて、現在、その土地が少し湿気地でございまして、なかなかニンニクで栽培の数量が増えないので、ブルーベリーをトライしてみたいなと思っております。ブルーベリーのほうは、これから鉢植えにしてソーラーの下で育てていって、少し大きくなりましたら日の当たるところに移して、収穫をしていきたいなと思っております。これから植えていきますので、3年後の収穫にはなるかと思うのですが、そのように計画を進

めていきたいなと思っておりますので、またご指導いただければと思います。
よろしく願いいたします。

議長 申請者の説明が終わりました。
質問のある方はお願いします。
5番。

5番委員 5番です。私、地元の〇〇の農業委員をやっております。

1番・2番申請者 いつもお世話になります。

5番委員 この案件が出ると、私心臓がドッキリします。ひとつよろしく願いいたします。

現地を確認したところ、3年間、ニンニクを栽培しているということですが、私が見た限り、あの大きな面積の中で若干少ないのではないかなと思っております。私は、すぐ隣でコンニャクを作っておりますので、毎日とは言いませんけれども、畑へ通っておりますので、現地は非常によく見えていますけれども、若干農作業の日数が、来ていないのかなというような感じがしております。どうか私の立場も考えまして、ぜひ一生懸命これからもニンニクなりブルーベリーでひとつみんなに、農業委員の皆さんからご指導を受けられないような農業をしていただきたいと、こう思っておりますので、よろしく願い申し上げます。
以上です。

1番・2番申請者 ありがとうございます。頑張ります。

議長 質問ではなくて、今のは要望ということでよろしいでしょうか。要望ですね。
ほかにありますか。
16番。

16番委員 16番です。今日はお疲れさまです。お世話さまになります。

ニンニクの収量が少ないということでお悩みということで、ぜひJAの営農課のほうにお問合せいただいて、ちょっと営農のほうの指導を受けていただければなと思います。

ニンニクは、できれば砂地みたいなのところのほうが適しているのではないかなと思うのですが、ブルーベリーに切り替えをしたいということなのですが、これを収穫ができた場合、どういう形で出荷というか、販売というか、なされるのか、ちょっとどのような計画があるのかお聞きしたいのですが、お願いします。

1番・2番申請者 確実にまだ販売先とか卸先は決めていないのですが、これからJ

Aさんと、あと道の駅さんとかにもし卸せればいいかなと思っております。あと、現在お世話になっているレストランとか、そういうところにもじかに卸してみたいなと思っているのですけれども、実際にレストランですと、そこまでさばけないと思いますので、JAさんとまたご相談して、それぞれの販路を築きたいなと思っております。よろしく願いいたします。

議長 ほかにありますか。

15番。

15番委員 15番です。今日のご苦労さまです。それで、許可申請書を見せてもらって、その中で営農計画ですか、10年分ざっと表にして表示してあったのですが、実質、現状ではニンニクの収穫量ですね、標準反収の3割ぐらいいだということ、目標はやはり7割ということで、ちょっとつらいのは、実は群馬県の標準反収が10a当たり1,360kg、これが私もさっきデータ見て、何かの間違いではないかなと、日本で一番取れる、青森よりも多いのですよ。青森は948kgですから、2番目が沖縄の1,000kgくらいですか。だから、群馬は10haくらいしか作っていないのですよね。それがたまたま優秀だったか何かよく分からないのですけれども、とにかく、でも書類上そういうので比較されてしまうので、評価されてしまうので、何とか頑張ってもらいたいというのがまず1つです。

それで、あと技術的には、私もニンニクの専門家でも何でもないのですけれども、土壌分析まずされているかどうか。

1番・2番申請者 土壌分析はしております。

15番委員 ニンニクに適した。

1番・2番申請者 また、黒石灰とかそれぞれ、リンとかを入れて。

15番委員 土壌成分になっているのですか。そういうのがまずちょっと気になるのと、あともともとあそこが丘陵地帯を造成して、耕作土が品質に合うのかどうかというのがちょっと心配したのですけれども、もともとベントナイトも採取していたところだということで、水はけがあまりよくないのかなと、その水はけのあれですね。青森なんかもやはり八甲田の火山灰土壌なんかですよ。だから、押しなべて見ると、割と土壌は似ていると思うのですけれども、もちろん気温は青森のほうが断然低いですからあれですけれども、青森のほう、特に田子町ですよ、日本一の。田子町というのはかなり標高の高いところですよ。というのが気になる。

10年後の計画がニンニクが3分の2、面積的にですね。ブルーベリーが3分の1という計画しているということなのですが、ブルーベリーはブルーベリーで、またいろいろほかの太陽光発電やっているところでもいろいろな問題がありまして、なかなか、それはそれでかなり一生懸命やらないとうまくないなどというのはありますので、それとあと、いろいろなあれで、2回は変更、更新ですけれども、実質は3年ぐらいしか作っていないということで、これからかなと思っていますので、まとめとしては頑張ってくれというしかないのですけれども、それで8月の農業新聞なんか見ると、営農型発電で交付金停止なんてありますので、ぜひともそんなことにならないように頑張ってもらいたいと思います。

以上です。

1番・2番申請者 分かりました。ありがとうございます。

議長 質問は。

15番委員 質問は、ホワイト6片、青森のね、それから暖地型に変えるというのですけれども、具体的に案はあるのですか。

1番・2番申請者 今、ホワイト6片のほうを連作障害で100kgずつぐらいなのですけれども、岡山の同じ6片と変えて今年やってみたのですけれども、その変えたやつはかなりよかったのですね。ちょうど植えた時期が例年よりもちょっと遅い時期で変えたものが逆によかったという例があったので、そういった時期も関連しているのか、変えたからよかったのかがまだ研究段階でございます。それから、暖地型のほうに関しては、平戸のタイプとかにしようかなというふうに、まだ品種はこれからやっていくのですけれども、その辺を少し意見を聞きながら取り入れていきたいなと思っております。

議長 ほかにありますか。

4番。

4番委員 ニンニクなのですけれども、今年どのくらい取れて、販路はどういう形でどのくらいで売れたかというのを参考に聞けたらと思います。

1番・2番申請者 本当にJAさんにも少し卸させていただいて、その後は〇〇の専門会社さんに、〇〇の会社さんと〇〇の会社さんにそれぞれ売ったのですけれども、ほとんどが次の種に回しているような状態でございます。ですので、数量的には本当に大したことないというボリュームで、本当に何百kg単位でしか卸せていなくて、あとは全部次の種に回しています。よろしく申し上げます。

4番委員 では、今後、まだ会社でずっと需要というのは。

1番・2番申請者 そうですね。その分はまた買ってくださいという話はしてくれたわけですが、はい。

議長 ほかにありますか。

17番委員 なければ17番から。

ご苦労さまです。先ほどから各委員さんがいろんな質問されていると思うのですが、先ほど5番委員さんもちよっと話していたのですが、耕作をしている人の姿をあまり見かけないと、ニンニクですから、それほど手のかかる作物ではないですけれども、先日見に行った限りでは、面積全体にニンニクが作付されている風景が見えなくて、ところどころ何も作付されていないようなところもあるように見受けられたのですが、その辺の面積の割合というのは、この全体に対してどのくらいの面積に作付、現状されていますか。

1番・2番申請者 割合でいきますと、先ほどもちよっとおっしゃったように、ちょっと湿気地のところがまだ土壌改良が思うように進んでいなくて、1回植えてみたのですが、やはりうまくいかなかったところはちよっとできていなくて、割合でいけば本当に4割程度しか作付できていない状況です。

今後、湿気地のところはやはり土壌改良を何回かしているのですが、なかなか現状うまく土壌が変わってきていないので、そここのところにシートを敷いたりとかしてブルーベリーの鉢植えをちよっと置いていこうかなと考えております。今後、少し土壌改良を含めまして、作付面積を多くしていきたいなと考えております。よろしく申し上げます。

17番委員 湿気地というのは、土壌改良といっても、黒石灰だと湿気地は湿気地なのですね。サブソイラーで心土を破壊するとか、そういった物理的なことは何かされているのですか。

1番・2番申請者 そうですね。本業が土建屋なので、排水の管を伏せたりとか、そういったことを少し考えてやっていこうかなと、ちよっとお金もかかるので、少し予算を見ながら考えていきたいなと思っています。

17番委員 少しでは困るのだね。というのは、これ先ほど15番さんも言いましたけれども、国のほうがこの営農型の太陽光発電に関してかなり厳しく取締りをするように、今年の4月の農村、農業の食料基本法の改正に伴いまして、この太陽光の発電というのがかなり厳しく運用がされるようになって、実は私、県の常設

審議委員会というところのメンバーなのですが、そこでも県内の有力なこの太陽光をやっている業者さんがいろいろ県内各地で問題を起こして、実は差し止められたり延期したりという事実がもう現状出てきております。先ほど、停止というのはこれは最終なので、それまでにはステップはあるのですけれども、ニンクって年1回の作付ですので、可能な限り早い時点で計画を立てていただいて、書類の上ではもう6年、ただ建築が遅れた関係で実質3年という説明をした上でも現状まだ3割ということは、これは努力が足りないという、厳しい言い方ですけれども、努力が足りないということになりますので、営農計画10年出ていますけれども、直近の次回までの3年間で目に見える改善をされないと、次の更新はできませんので、ぜひこの3年間集中的にお金と人を投資していただいて、間違いのないような形でやっていただきたいと思います。そうでないと次の更新はできませんので、よろしく願います。よろしいですか。

1番・2番申請者 はい、ありがとうございます。

議長 ほかにありますか。

委員 なし。

議長 なければ打ち切ります。どうもご苦労さまでした。

1番・2番申請者 すみません。ありがとうございます。

(議案第1号1番、2番及び関連する議案第3号1番、2番案件申請者退席)

議長 ここで審査班の意見取りまとめのため、暫時休憩とします。

(休憩午後 2:55)

(意見取りまとめ)

(再開午後 2:56)

議長 休憩前に引き続き、会議を再開します。

それでは、議案第1号に対する書類審査結果について、審査班から報告を求めます。

1班。

1班班長 15番です。1班に付託された議案第1号、農地法第3条関係は、1番から6番の6件です。審査班で農地法第3条の許可基準により審査した結果、調査書に示したとおりであり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしておりますので、許可相当であります。

議長 2班。

2班班長 3番です。2班に付託された議案第1号、農地法第3条関係は、13番から16番の4件です。審査班で農地法第3条の許可基準により審査した結果、調査書に示したとおりであり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしておりますので、許可相当であります。

議 長 3班。

3班班長 5番です。3班に付託された議案第1号、農地法第3条関係は、7番から12番の6件です。審査班で農地法第3条の許可基準により審査した結果、調査書に示したとおりであり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

以上。

議 長 報告が終わりました。

これより議案第1号に対する質疑を行います。

委 員 なし。

議 長 なければ打ち切ります。

これより議案第1号に対する採決を行います。

本案に対する審査班の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委 員 挙手全員。

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請については、審査班の報告のとおり決定しました。

次に、議案第2号に対する書類審査結果について、審査班から報告を求めます。

2班。

2班班長 3番です。2班に付託された議案第2号、農地法第4条関係は、1番から2番の2件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第4条第6項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしてありましたので、許可相当であります。

議 長 報告が終わりました。

これより議案第2号に対する質疑を行います。

委 員 なし。

議 長 なければ打ち切ります。

これより議案第2号に対する採決を行います。

本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請については、審査班の報告のとおり決定しました。

次に、議案第3号に対する書類審査結果について、審査班から報告を求めます。

1班。

1班班長 15番です。1班に付託された議案第3号、農地法第5条関係は、1番から7番の7件併せて計画変更1番の計8件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議長 2班。

2班班長 3番です。2班に付託された議案第3号、農地法5条関係は、8番から11番の4件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしておりますので、許可相当であります。

議長 3班。

3班班長 5番です。3班に付託された議案第3号、農地法第5条関係は、12番から18番の7件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議長 報告が終わりました。

これより議案第3号に対する質疑を行います。

委員 なし。

議長 なければ打ち切ります。

これより議案第3号に対する採決を行います。

本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手多数。

議長 挙手多数であります。

よって、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請については、審査班の報告のとおり決定しました。

以上で議案審議は全て終了しました。

これをもちまして令和6年第8回安中市農業委員会総会を閉会します。
慎重審議をいただきましてありがとうございました。

時に午後 3時01分

以上、会議の顛末を記載しその内容に相違ないことを証するため、ここに
署名捺印する。

令和6年8月26日

安中市農業委員会会長

7番委員

11番委員